

介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業 Q&A

	質 問	回 答
65	要件を満たすのであれば、「新型コロナウイルス流行化における介護サービス提供体制確保事業」（感染発生施設等に対する補助金）と本事業の補助金（「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」，両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。
66	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
67	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。 10月から12月までに指定を受けた場合でも、基準額は他と変わりません。
68	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ① 例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ② 介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	① 個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ② 合算してください。
69	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数（ 実人数 ）を定員数として用いることとします。

	質 問	回 答
70	<p>実施要綱3（3）イ（ア）の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>① お見込みのとおりです。</p> <p>② については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。消耗品（使い捨ての物品）が対象となります。また、噴霧用の次亜塩素酸水は対象外です。</p> <p>③ については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。備品は、この2つに限定されており、体温計やCO2モニター、空気清浄機等は対象外です。</p> <p>④ 納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象として差し支えありません。 ただし、申請の時点で納品されている必要があります。</p>
71	<p>費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。</p>	<p>確定後（納品後）に申請してください。</p>
72	<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証憑書類の添付が必要か。</p>	<p>申請の際に証憑書類の添付は不要です。</p> <p>なお、証憑書類は、県から補助金の支払又は交付決定兼額の確定通知、どちらか遅い方の後、5年間保管してください。県から提出の求めがあった場合で県の指定した期限までに証憑書類を提示いただけない場合は、補助金の返還を命じる場合があります。（R4.1.19 一部修正）</p>

	質 問	回 答
<p>県1</p>	<p><u>申請について</u></p> <p>① <u>申請は、法人単位で行わなければならないか。</u></p> <p>② <u>同じ法人内に、債権譲渡事業所と債権譲渡していない事業所がある。その場合は、申請はどのようにすればよいか。</u></p> <p><u>(R4.1.19 設問追加)</u></p>	<p>① <u>原則として法人単位での申請をお願いいたします。ただし、拠点が分かれている場合などは、拠点ごとなどの申請でもかまいません。</u> <u>なお、介護保険事業所番号が同一の事業所は、必ず1つの申請書で申請してください。</u></p> <p>② <u>同じ法人内に、債権譲渡事業所とそうでない事業所がある場合は、申請を分けて行ってください。(1つの申請書で申請を行った場合、書類の修正等を行っていただくことがあります。)</u></p> <p>※ <u>複数の都道府県に事業所を有する法人の場合は、都道府県単位で申請してください。</u></p>
<p>県2</p>	<p><u>法人でまとめてマスク等の衛生用品を購入した場合、補助対象とできるか。</u></p> <p><u>(R4.1.19 設問追加)</u></p>	<p><u>申請は、事業所ごとに個票を作成いただき、その事業所分の対象経費の内容、額などを申請（報告）いただきます。</u></p> <p><u>法人でまとめて購入した場合、事業所ごとに金額・数量を割り振っていただければ、補助対象となります。</u></p> <p><u>なお、証憑書類については、提出を求められたときに説明できるよう整理して保管してください。</u></p>

	質 問	回 答
<u>県3</u>	<u>令和4年1月から3月分に係る感染対策に要する経費に対する補助は、どのようになっているのか。</u> <u>(R4.1.18 設問追加)</u>	<u>現在のところ予定はありません。</u>

※青字部分は、宮城県で記載・追記しています。

※令和4年1月19日に一部修正・追加しています。(修正追加箇所：下線部)